

(写)

龍ヶ崎市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年9月30日

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

龍ヶ崎市条例第41号

龍ヶ崎市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例（平成27年龍ヶ崎市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、<u>それぞれ当該各号に定めるところによる。</u> (1) <u>包括的支援事業</u> 法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業をいう。 (2) <u>地域包括支援センター</u> 法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。 (3) <u>第1号被保険者</u> 法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。 (4) <u>龍ヶ崎市高齢者福祉・介護保険事業運営協議会</u> 龍ヶ崎市高齢者福祉・介護保険事業運営協議会条例（平成26年龍ヶ崎市条例第12号）に規定する龍ヶ崎市高齢者福祉・介護保険事業運営協議会をいう。 <u>（包括的支援事業の基本方針）</u> 第3条 地域包括支援センターは、<u>次条第1項</u>に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、<u>介護保険</u>の各被保険者の心身	（定義） 第2条 この条例における用語の意義は、<u>法において使用する用語の例による。</u> <u>（基本方針）</u> 第3条 地域包括支援センターは、<u>次条</u>に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置か

の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、介護保険の各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

(地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数)

第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員及びその員数（龍ケ崎市高齢者福祉・介護保険事業運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。））によることができる。次項において同じ。）は、原則として次のとおりとする。

(1) 省 略

(2) 省 略

(3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員をいう。）その他これに準ずる者 1人

れている環境等に応じて、介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

2 地域包括支援センターは、龍ケ崎市高齢者福祉・介護保険事業運営協議会（龍ケ崎市高齢者福祉・介護保険事業運営協議会条例（平成26年龍ケ崎市条例第12号）に規定する龍ケ崎市高齢者福祉・介護保険事業運営協議会をいう。以下同じ。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保するものとする。

(人員に関する基準)

第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。

(1) 省 略

(2) 省 略

(3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）（介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第19号）附則第3条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する主任介護支援専門員をいう。）その他これに準ずる者 1人

2 前項の規定にかかわらず、龍ヶ崎市高齢者福祉・介護保険事業運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる場合には、地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

(1) 市内の第1号被保険者の数がおおむね3,000人未満の場合

(2) 第1項の基準によっては地域包括支援センターの効率的な運営に支障があると龍ヶ崎市高齢者福祉・介護保険事業運営協議会において認められた場合

(3) 市の人口規模にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると龍ヶ崎市高齢者福祉・介護保険事業運営協議会において認められた場合

担当する区域における第1号被保険者の数	地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数
---------------------	-------------------------

2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると龍ヶ崎市高齢者福祉・介護保険事業運営協議会において認められた場合は、当該地域包括支援センターの人員配置基準は、次の各号に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、当該各号に定めるところによることができる。

(1) おおむね1,000人未満 前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人

(2) おおむね1,000人以上2,000人未満 前項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）

(3) おおむね2,000人以上3,000人未満 専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

<u>おおむね1,000人未満</u>	<u>第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人</u>	
<u>おおむね1,000人以上2,000人未満</u>	<u>第1項各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。)</u>	
<u>おおむね2,000人以上3,000人未満</u>	<u>専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人</u>	
<u>(適切、公正かつ中立な運営の確保)</u>		
<u>第5条 地域包括支援センターは、龍ヶ崎市高齢者福祉・介護保険事業運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。</u>		
<u>第6条</u>	<u>省 略</u>	<u>第5条</u> <u>省 略</u>

付 則
この条例は、公布の日から施行する。